

千葉市水洗便所改造特別助成交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項第8号の規定に基づく本市の公共下水道処理区域内において、生活扶助世帯が既設の便所を水洗便所に改造等を行おうとするときに、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該生活扶助世帯に対し補助金を交付し、もって本市の環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、くみ取り便所的水洗便所への改造及び法第10条第1項の排水設備の設置（便所の改造に伴い、必要とされる既存排水設備の改造を含む。）とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の規定の生活扶助を受けている世帯で、かつ次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1)本市の公共下水道処理区域内に居住していること。
- (2)当該家屋が当該世帯の構成員の所有に属すること。
- (3)当該家屋の土地が借地等の場合は、その所有者の承諾があること。
- (4)当該宅地内に公共汚水柵があること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市長が別に定める。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、水洗便所改造特別助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)生活扶助世帯であることの福祉事務所長の証明書。
- (2)当該家屋が自己の所有であることを証明する書類。
- (3)当該家屋の土地が借地等の場合、所有者の土地使用承諾書。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、水洗便所改造特別助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、水洗便所改造特別助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、千葉市下水道条例（昭和38年条例第16号）第5条第1項に規定する排水設備検査報告書をもってこれに代えるものとする。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、水洗便所改造特別助成事業補助金額確定通知書（様式第4号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、水洗便所改造特別助成事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、水洗便所改造特別助成事業補助金交付決定取消

書（様式第6号）によるものとする。

（返還命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、水洗便所改造特別助成事業補助金返還命令書（様式第7号）によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の水洗便所改造特別助成事業補助金交付要綱は昭和60年度分の補助金から適用し、昭和59年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

様式第1号

年 月 日

水洗便所改造特別助成事業補助金交付申請書

千葉市長 あて

申請者

住所

氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

水洗便所改造特別助成事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 施工場所 区
- 2 添付書類
 - (1) 生活扶助世帯であることの福祉事務所長の証明書
 - (2) 当該家屋が自己の所有であることを証明する書類
 - (3) 当該家屋の土地が借地等の場合、所有者の土地使用承諾書

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

水洗便所改造特別助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった水洗便所改造特別助成事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 補助金の交付額 後日の水洗便所特別助成事業補助金交付確定通知書による。
- 2 補助金交付予定時期 年 月 日
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

様式第3号

年 月 日

水洗便所改造特別助成事業変更(中止・廃止)承認申請書

千葉市長 あて

補助事業者

住所 _____

氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった水洗便所改造特別助成事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認されますよう要綱第8条の規定により申請します。

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更(中止・廃止)の理由		
変更(中止・廃止)予定年月日	年	月 日

様式第4号

千葉市達 第 号

様

水洗便所改造特別助成事業補助金額確定通知書

年 月 日排水設備検査報告書により、水洗便所改造特別助成事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助率	
補助金の確定額	円
その他記載事項欄	

様式第5号

年 月 日

水洗便所改造特別助成事業補助金交付請求書

千葉市長 あて

補助事業者

住所 _____

氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

年 月 日付千葉市達 第 号水洗便所改造特別助成事業
補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等
交付規則第16条第1項の規定により、つぎのとおり請求します。

1 補助金の確定額 円

2 交付請求額 円

様式第6号

千葉市達 第 号

様

水洗便所改造特別助成事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した水洗便所改造特別助成事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付 決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定 額	円
取消の理由	

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

千葉市達 第 号

様

水洗便所改造特別助成事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項第2号の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

補助金交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日 交付	円
	年 月 日 交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。